

答申第 2 6 4 号（諮問第 2 7 5 号）

「群馬県職員が、群馬県個人情報保護に関する法律施行条例第 3 条 3 項を守らなくてよい・または守ってはならない、という内容。」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和6年6月27日付けで、「群馬県職員が、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条3項を守らなくてよい・または守ってはならない、という内容。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和6年7月11日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

本件請求に係る公文書は、群馬県において作成も取得もしていなく、保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和6年7月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき令和6年11月25日付けで弁明書を作成し、請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和7年2月25日に口頭意見陳述を開催するも、請求人の欠席により、実施せず終了した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和7年3月19日、本件審査請求に係る事案

(以下「本件事案」という。)について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分は怠業等の地方公務員法違反・刑法犯である職権濫用・威力又は偽計業務妨害及び詐欺の幫助・判例違反・憲法違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例第3条について

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号。以下「個情法施行条例」という。）第3条第1項では、「県の機関等（県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）について、規則で定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない」と規定されている。

同条第2項では、「県の機関等は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする」と規定されている。

同条第3項では、「前2項の規定」は、「（1）国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務、（2）犯罪の捜査又は租税に関する法令の規定に基づく犯則事件の調査に関する個人情報保有事務、（3）県の機関等の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報保有事務については、適用しない」と規定されている。これは、この項において限定列举する秘匿性の高い事務であって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることにより国や県の業務に支障が生じるおそれのある情報や、県と職員との内部管理情報については、その事務の性質上、登録簿を

作成等する義務を除外することを定めたものである。

(2) 公文書を保有していない理由について

個情法施行条例第3条第1項及び第2項において登録簿を作成等しなければならない義務が定められているところ、第3項は例外としてその義務の適用が除外される場合を限定列挙したものである。この例外を定めた第3項について、さらにその内容に従わないことを是認又は義務付ける例外を設ける必要はない。

したがって、請求人が開示を請求する公文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

(1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、個情法施行条例の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成も取得もすることはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

(2) 本件請求の記載内容から、請求人は、群馬県職員が、個情法施行条例第3条第3項に従わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を求めていると解される。

(3) 一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け、同法第32条により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負う。

(4) これらの規定に照らすと、一般職に属する地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法に基づき、法令等を遵守すべき立場にあるところ、群馬県職員が、個情法施行条例第3条第3項に従わないことを是認又は義務付けるという内容の公文書を作成し又は取得することは通常想定し難い。

そうすると、本件請求に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

2 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年 3月 19日	諮問
令和 7年 12月 9日 (第108回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 8年 2月 17日 (第109回 第二部会)	審議
令和 8年 9月 14日	答申